

米国公認会計士協会（AICPA）の最近の動向について

本連載では、近年ますますそのビジネスを多角化させ、多様な会員を世界中から取り込み国際化することで、競争優位を保とうと試みる職業会計専門家団体の動きや、それを実現させるための新しい資格の創設、あるいは資格の相互承認の促進といった、会計プロフェッションをめぐる様々な国際的動向のうち、主要と思われるものについて紹介している。

連載第5回目は、世界中に多くの会員を有する米国公認会計士協会（AICPA：American Institute of Certified Public Accountants）の最近の動向について紹介する。なお、職業会計専門家資格や、職業会計専門家団体については、その発展の過程などから多様な制度が世界に存在し、日本の公認会計士制度とは異なる様相を呈するものが多数存在していることに留意が必要である。

1 AICPAの概要

AICPAは、1887年に設立された125年以上の歴史を有する公認会計士の任意団体で、現在、128か国に約394,000人の会員がいる大規模職業会計専門家団体の1つである。日本にも多くの会員がおり、2011年8月からは、日本（東京・横浜・大阪）でも米国公認会計士（U.S.CPA）試験が受験可能になっている¹。

U.S.CPA資格の付与は各州の会計委員会が行っていることから、U.S.CPA試験の実施及び運営自体は、これら全米各州にある会計委員会が加盟する全米州政府会計委員会（NASBA：The National Association of State Boards of Accountancy）が

行っているが、AICPAは試験の作成や採点を担っており、NASBAとともにU.S.CPA制度を運営している。

AICPAの活動には、規制や基準設定において、会員である公認会計士の代表として、その利益を守るための様々な権利擁護（アドボカシー）活動を行うほか、公共の利益を担保し、公認会計士による健全な業務を実現させるための倫理基準の策定、企業、非営利団体、政府機関等の監査に関する米国監査基準の策定、並びに会員業務のモニタリング²が含まれる。

業務区分によるAICPAの会員数の内訳は、次頁の図1のとおりである。AICPAには、会計・監査事務所における監査・税務・コンサルティング業務等を含む公共会計（Public

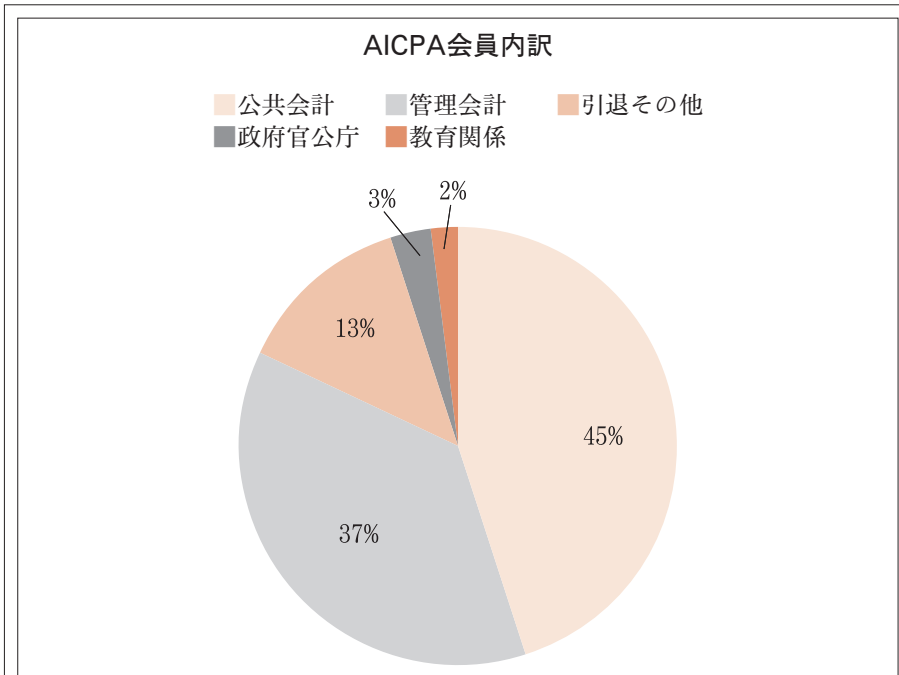
Accounting）に従事する会員が約45%、企業等において財務会計及び報告、財務分析、管理会計などに従事する会員（管理会計区分）が約37%いるほか、政府官公庁や教育機関などの様々な分野で活躍する会員がいる。

2 U.S.CPAの移動の活発化に向けた取組み

2-1 米国国内での移動

米国では各州の会計委員会が資格の付与権限を有していることから、ライセンス³が必要とされる監査・保証業務等については、従前は、そのライセンスを付与された州内でのみ認められ、他州に移動してこれらの業務を提供する場合には、あらためて各州の会計委員会への登録等が必要

【図1】



1.	公共会計	162,907人 (約45%)
2.	管理会計	133,946人 (約37%)
3.	引退その他	47,062人 (約13%)
4.	政府官公庁	10,861人 (約3%)
5.	教育関係	7,240人 (約2%)
	合計	362,016人*

※ 2013年時点の正会員数 (voting member)

(出所) AICPAウェブサイトより作成

とされていた。しかしながら、2007年からAICPAとNASBAがU.S.CPAライセンス保持者の国内での自由な移動を可能にするための働きかけを積極的に推し進め、2012年にカリフォルニア州とワシントンD.C.において、ライセンスの持ち運びを可能にするための州の会計士関連法規の改正法が成立・制定されたことで、ライセンスの持ち運びが認められる州が合計で49州となった(現時点で持ち運びが可能でない州・地域は、ハワイ州、グアム特別州、プエルトリコ、ヴァージン諸島及び北マリアナ諸島である)。これにより、U.S.CPAライセンス保持者がライセンスを受けた州以外に移動した場合も、原則と

して、移動先の各州の会計委員会への追加の届出や登録手続並びに登録料等の支払いをせずに業務を提供することが可能になっている⁴。

2-2 国際的な資格の相互承認の促進

AICPAとNASBAは、諸外国の職業会計専門家団体との資格の相互承認も積極的に推進しており、資格の相互承認については、AICPAとNASBAの両組織の関係者から構成される国際資格評価審議会(IQAB: International Qualifications Appraisal Board)において検討されている。IQABにおける評価の結果、教育、試験及び実務経験等において特定の団体の付与する会計専門家資

格がU.S.CPA資格と同等と認められた場合には、当該団体とIQABが相互承認協定(MRA: Mutual Recognition Agreement)を締結し、この結果が各州の会計委員会へ提案(recommendation)される。各州の会計委員会は、この提案に基づいて当該団体の資格を(相互)承認するかどうか判断し、各州内で当該団体の資格取得者に対するU.S.CPA資格認定の要件を定める。これまでにIQABは、6団体とMRAを締結しており、オーストラリア勅許会計士協会、旧カナダ勅許会計士協会(現在のCPA Canada: Certified Professional Accountants of Canada)、ニュージーランド勅許会計士協会、アイルランド勅許会計士協会及びメキシコ公認会計士協会のほか、2011年にはアジア地域の団体としては初めて香港公認会計士協会とMRAを締結している。これらのMRAは、おおよそ5年の更新制となっているため、例えば、香港公認会計士協会とのMRAの有効期限は、2016年10月23日までとなっている。

これらのMRAは、一方の団体の資格を保持していれば、他方の団体の資格も自動的に取得することができるという自動承認の形式ではなく、他方の団体の資格取得にあたり、一定の免除や国際資格試験(IQEX: International Qualification Examination)⁵と呼ばれる特別試験の受験を通じた資格取得が認められるというものである。参考として、香港公認会計士協会とIQABのMRAに基づく資格相互承認要件は、次頁の表1のとおりである⁶。

【表1】

U.S.CPA資格保持者が香港公認会計士資格を取得する場合の手続	
(1) 資格申請要件	
資格及び教育要件	<ul style="list-style-type: none"> ① U.S.CPAライセンスを取得していること ② 教育要件として、以下を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> (a) 米国各州の会計審議会に認められた大学の学士号を保持していること。2011年10月24日以降にU.S.CPAライセンスを取得した申請者は、150時間以上の科目受講時間を満たしたうえで、少なくとも学士号を取得していなければならない。 (b) 学位の相当部分（少なくとも90時間以上）は、米国内で受講されたものでなければならない。 ③ U.S.CPA試験に合格していること
適性試験	香港の法律及び税務に関する適性試験に合格すること <ul style="list-style-type: none"> • 試験時間：各1時間45分 • 科目合格：あり、科目合格の有効期限なし • 試験実施頻度：年2回（6月、12月） • 受験料：1,000香港ドル
実務経験	香港公認会計士協会が承認する会計分野における3年以上の実務経験が必要。香港内での実務経験の承認を求める場合には、香港公認会計士協会が認める会計事務所等で実施されなければならない。
(2) 業務資格 (Practicing Certificate) 取得要件	U.S.CPA資格保持者の内、業務資格の取得を希望する者は、以下の要件を追加的に満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 香港税務及び法律に関する香港公認会計士協会の業務資格取得試験に合格すること（この試験に合格すれば、適性試験は免除される。） ② 4年間のフル・タイムの会計実務経験（うち75%は監査実務）を得ていること。4年間のうちの1年間は資格取得後の実務経験であること（資格取得後の経験が4年以上の場合は、実務経験期間は2.5年間に短縮される。） ③ 香港公認会計士協会への資格申請前の3年間のうちに、香港での監査実務経験が1年間あること ④ 香港の居住者であること（申請前の12か月間に180日以上香港に滞在していた経験があること、又は、現在香港に居住しており、今後12か月にわたって滞在する意思があり、在留資格を有していること、あるいは、中国での就労に関して香港公認会計士協会が策定した特定の条件を満たしていること） ⑤ 破産者等に該当しないこと ⑥ 香港公認会計士協会の指定する継続的専門研修（CPD：Continuing Professional Development）要件に従うこと
香港公認会計士がU.S.CPA資格を取得する場合の手続	
(1) 香港公認会計士協会の資格プログラム修了者	香港公認会計士協会会員のうち、香港公認会計士協会の資格プログラムを修了して公認会計士資格を取得した者は、以下の要件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 香港公認会計士協会の認める高等教育機関から学位を取得していること ② IQEX試験に合格すること ③ 各州の会計審議会により、3年以上の実務経験を有していることが認められること
(2) その他	香港公認会計士協会の会員のうち、香港公認会計士協会が実施する資格プログラムを修了せずに公認会計士資格を取得した者は、以下の要件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 香港公認会計士協会の会員として、2001年12月31日以前に登録していること ② 香港公認会計士協会の認める高等教育機関から学位を取得していること ③ IQEX試験に合格すること ④ 各州の会計委員会により、4年以上の実務経験を有していることが認められること

（出所）香港公認会計士協会ウェブサイトより作成

3 各種専門資格の提供

AICPAでは、会員各個人の専門性と競争力を高めるため、U.S.CPA資格取得後に追加して取得できる専門

資格（英語では、Credentialと呼ばれる）の提供も行っており、①企業評価（Business Valuation）、②ファイナンシャル・プランニング、③不正監査と法廷会計、及び④情報技術などの分野における専門資格プログ

ラムをU.S.CPA資格保持者に提供している。これらの専門資格はこれまで、U.S.CPA資格保持者に限定してAICPAが提供していたが、2013年5月の総会での決議を経て、他の職業会計専門家団体に所属する会員に対

しても、これらの専門資格プログラムの提供と資格付与が可能になった。

他の職業会計専門家団体での提供を可能とした当初の目的としては、AICPAが管理会計士資格についてジョイントベンチャーを組んだ英国の勅許管理会計士協会（CIMA：Chartered Institute of Management Accountants、後述参照）での提供が考えられていたためとされるが、海外での受験が可能になったU.S.CPA試験に引き続き、その他の専門資格についても他団体による提供を可能にすることで、これらの専門資格を海外へ拡大させ、各分野でのAICPAの存在感や影響力を高めようとしていることがうかがえる。

なお、2014年2月に、AICPAとCPA Canadaは、AICPAがその会員に提供している不正監査や情報技術アドバイザーに関連するニュースレター、実務ガイドライン、ウェブキャストによる研修等を共有し、さらに2つの分野における専門資格を米国及びカナダ両国で提供することにより、北米全体で一貫した教育基準に基づく専門家を養成すること、これにより、不正監査や情報技術アドバイザー分野での公認（職業）会計士（CPA）⁷の能力向上を図り、各分野におけるCPAの活躍を促進することを目的に、AICPAの公認財務不正監査士（CFF：Certified in Financial Forensics）及び公認ITプロフェッショナル（CITP：Certified Information Technology Professional）をCPA Canadaの会員に対しても提供することに合意した。今後は、ビジネス評価及びファイナンシャル・プランニングの分野でも専門資格の提供が可能になるよう検討が進められる予定とのことである。

これにより、取得要件の1つとして、従来はU.S.CPA資格（ライセンス又は登録認定）が要求されていたところ、CPA Canadaの会員で旧カナダ勅許会計士協会の勅許会計士（CA）資格等を保持している会員については、U.S.CPAの資格を保持していなくても各専門資格の取得ができることになり、また、各専門資格

の試験を受験するにあたって必要となる試験準備コースや、その他の専門研修の受講がCPA Canadaの会員にも可能になるなどの変更が行われている。AICPAが提供する各専門資格の概要については、下記の表2のとおりである。

AICPAは、下表の専門資格のほかにも、オンライン・プログラムの受

【表2】

①ビジネス評価	
資格名	Accredited Business Valuation (ABV) Credential
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> U.S.CPA資格（ライセンス又は登録認定）を保持していること AICPAの実施するABV試験に合格すること（一部免除規定あり） 実務経験－6事例以上の評価実務経験、又は過去5年以内に150時間以上の評価実務経験があること 教育－ビジネス評価に関連する75時間以上の継続的専門教育（CPE：Continuing Professional Education）の単位を取得（過去5年以内）していること
②ファイナンシャル・プランニング	
資格名	Personal Financial Specialist (PFS) Credential
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> U.S.CPA資格（ライセンス又は登録認定）を保持していること AICPAの実施するPFS試験に合格すること（一部免除規定あり） 実務経験－過去5年以内に3,000時間以上のファイナンシャル・プランニング経験（1,000時間以内であれば、税務申告業務も含めることができる。）があること 教育－ファイナンシャル・プランニングに関連する75時間以上のCPE単位を取得（過去5年以内）していること
③不正監査及び法廷会計	
資格名	Certified in Financial Forensics (CFF) Credential
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> U.S.CPA資格（ライセンス又は登録認定）を保持していること（CPA Canadaの会員は、CA資格等を取得していること） AICPAの実施するCFF試験に合格すること 実務経験－過去5年以内に1,000時間以上の法廷会計（forensic accounting）業務経験があること 教育－法廷会計に関連する75時間以上のCPE単位を取得（過去5年以内）していること
④情報技術	
資格名	Certified Information Technology Professional (CITP) Credential
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> U.S.CPA資格（ライセンス又は登録認定）を保持していること（CPA Canadaの会員は、CA資格等を取得していること） AICPAの実施するCITP試験に合格すること 実務経験－過去5年以内に1,000時間以上の情報管理及び情報技術保証（technology assurance）業務経験があること 教育－情報管理及び情報技術保証に関連する75時間以上のCPE単位を取得（過去5年以内）していること

（出所）AICPAウェブサイトより作成

【表3】 CGMAの認定要件

AICPA会員		CIMA会員
(1) 資格要件	以下のいずれかの要件を満たす会員には、CGMA資格が認定される（2015年以降は、追加的な試験の受験が求められる予定）。 ① ビジネス分野、政府官公庁等における3年以上の財務（内部監査を含む）又は管理会計経験があること ② 2年の財務又は管理会計経験及び1年以上の公共会計業務経験があること ③ 財務及び管理会計分野における3年以上のコンサルティング業務経験があること ④ 会計事務所の管理や運営を主とした3年以上の管理会計に関する職務経験があること	CIMA会員には、追加的な要件を課されることなく、CGMA資格が付与される。
(2) 年会費	年間150ドル	なし
(3) 資格維持要件	CGMA資格の維持には、AICPAの正会員であることのほか、年会費の支払いが必要。AICPA又は各州会計委員会の定めるCPD義務も満たすこと	CIMAの定めるCPD義務を満たすこと

講によって認定される各種証明（certificate）も提供している。これはU.S.CPA資格がなくても、また、AICPAの会員でなくても、希望すれば世界中で誰でも受講可能なもので、会計分野の業務に従事する個人等が各分野について一定の能力を保持していることを証明するものである。今のところ、IFRS Certificate、Forensic Accounting Certificate、XBRL Certificateなどがある。

4 グローバル勅許管理会計資格の設立

2011年5月、AICPAと英国のCIMAは、ジョイントベンチャーにより新しい管理会計資格であるグローバル勅許管理会計（CGMA：The Global Chartered Management Accountant）資格をスタートさせることを発表した⁸。これは2つの協会が共同で運営する管理会計士資格であり、AICPAの会員のうち管理会計を専門とする会員及び英国のCIMAの会員を取り込むことを目的としている。

英国のCIMAは、世界168か国に約183,000人の会員がいる大規模な

管理会計士協会で、主に、欧州、中東、アフリカ、アジアといった地域を中心に会員が分布している。AICPAは英国のCIMAと新しい資格を設立することで、米国における管理会計への認識の向上を図るとともに、大西洋をまたいだ共通の資格を設立することで、世界的に認知されるビジネス資格としてCGMAを発展させ、この分野における会員の取込みや影響力の強化を戦略的に見据えていると考えられる。CGMAの資格は、現在のところAICPAの会員と英国のCIMAの会員に認定され、その認定要件については、上記の表3のとおりとなっている。

なお、管理会計に関しては、米国には公認管理会計士資格（CMA：Certified Management Accountants）⁹の提供を行う管理会計士協会（IMA：the Institute of Management Accountants、1919年設立）があり、米国以外にも欧州、中東、アフリカ及びアジア（特に中国）に進出し、約70,000人の会員がいる。すでに、IMAと英国勅許公認会計士協会（ACCA：Association of Chartered Certified Ac-

countants）が、戦略的パートナーシップを構築し、ビジネス分野で活躍する会員のサポートや共同研究をしていたこともAICPAと英国のCIMAによる共通資格の設立に影響を与えたものと考えられる。IMAとACCAも2013年1月に、相互に資格を付与する制度についての交渉をはじめると公表したが、その後、2013年8月にこの交渉をいったん中止することを発表している。

5 おわりに

AICPAの最近の海外戦略として興味深いものの1つは、英国のCIMAとのジョイントベンチャーによる管理会計への進出で、伝統的な会計監査分野以外で、特に、途上国においてサービスの拡大や資格保持者に対する需要が高いビジネス分野への公認会計士のさらなる進出を図ることなどを通じて、AICPAの勢力拡大やU.S.CPA資格の地位の維持向上を目指していると考えられる点である。AICPAと英国のCIMAが手を組むことにより、単なる資格の提供のみな

らず、例えば、英国のCIMAが世界中に維持する地域事務所のうち、特に、AICPAが事務所を持っていない南北アメリカ以外の地域において、ビジネス分野に従事する会員が英国のCIMA地域事務所のサポートを受けられるようになることなどが考えられ、会員へのサポートを充実させることでビジネス分野へのU.S.CPAの進出をさらに促進する等のメリットが考えられ、戦略的なアライアンスの1つとして位置づけられていることがうかがえる。

資格の相互承認については、現時点ではMRAを締結しているのは6団体と、ほかの主要な職業会計専門家団体に比べて少ないように思われるが¹⁰、同時にU.S.CPA試験自体の受験を海外でも可能にするなどU.S.CPA資格へのアクセス可能性を向上する取組みが進められており、今後もU.S.CPA資格に対する海外からの需要に応じていくような取組みが継続されるものと思われる。2013年からAICPA以外の職業会計専門家団体での提供が可能になった各種専門資格についても、AICPA以外の団体でAICPAの提供する資格が提供されることで、海外への各種専門資格の拡大と同時に、それぞれの分野におけるU.S.CPAのプレゼンスが強化されるようにしているものと考えられる。この点に関連して、AICPAの会長兼CEOのBarry C. Melancon氏は、「各国の主権問題を考えると、今後、近い将来に世界共通の会計専門家資格が誕生する可能性があるとは思われないが、今現在ある会計専門家資格のうち、3～5つが世界的に主要な資格として突出してくると思われ、AICPAとしてはこの中にU.S.CPAが含まれるであろうと確信しているも

の、これを確かなものとするための処置を講じている¹¹」と述べている。

職業会計専門家団体の海外進出や、新しい資格の創設、資格の相互承認が世界中で進展するなかで、上述の各種の活動を受けて、今後、AICPAがさらにどのような拡大戦略をとるのかについて、引き続き、情報収集を進めていく予定である。

(日本公認会計士協会事務局

渡場友絵)

〈注〉

- 1 日本のほかには、2011年からバレーン、クウェート、レバノン及びアラブ首長国連邦で受験が可能になり、2012年からはブラジルで受験が可能になった。AICPAは、日本人受験者向けにU.S.CPA試験を紹介する日本語ページも作成している (<http://www.aicpa.org/BecomeACPA/CPAExam/Pages/USCpaexam-jp.aspx>)。
- 2 AICPAによるモニタリングは、ピア・レビューと呼ばれ、所定の監査・会計業務を提供する事務所に対して3年に1度実施される。公開会社の監査を行う監査事務所のモニタリングは、米国公開企業会計監視委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)が実施する。AICPAによるモニタリングについては、国際会計士連盟(IFAC: International Federation of Accountants)コンプライアンス・プログラムへのAICPAの回答参照 ([http://www.ifac.org/sites/default/files/compliance-assessment/part_3/20140505%20U.S.%20\(AICPA\).pdf](http://www.ifac.org/sites/default/files/compliance-assessment/part_3/20140505%20U.S.%20(AICPA).pdf))
- 3 U.S.CPAの資格には、①試験合格証明、②登録認定(certificate)及び③ライセンスの3種類があり、①はU.S.CPA試験4科目(財務会計、諸法規、監査及び証明、ビジネス環境及び諸概念)に合格していることのみでの証明、②はU.S.CPA試験受験にあたり出願した各州会計委員会への登録の認定(原則として、これをもって、名刺にU.S.CPAと印字することが可能)、③は出願した州の公認会計士としての認可で、独立開業、監査法人などでパートナー(監査報告書に署名をする代表責任者)としての業務に従事する場合に求められるものとなっている。各州によって要件や取扱い異なるため、詳細は各州の会計委員会のウェブサイト参照 (<http://www.aicpa.org/research/externallinks/pages/stateboardsoffaccountancylinks.aspx>)
- 4 U.S.CPAライセンス取得者の移動(Mobility)については、AICPAの専用サイト参照 (<http://www.aicpa.org/advocacy/state/mobility/pages/default.aspx>)
- 5 IQEXとは、AICPA及びNASBAによって実施されるコンピューター試験(マルチプル・チョイス形式)で、分野は倫理、専門家及び法的責務(Professional and Legal Responsibilities)、会社法、商法、連邦税法及び会計問題、ビジネス構造、政府及び非政府機関の会計・報告基準及びその他最近の規制関係事項となっている。受験料は、795 USドルで、試験時間は4.5時間。合格基準は75%以上で、科目合格等はない。
- 6 U.S.CPAの資格付与権限は各州にあるため、資格の相互承認が実

際を実現するには、各州の会計委員会がIQABの締結したMRAに基づいて資格の相互承認の提案を受け入れる必要があり、MRAが締結されていても州によっては相互承認が認められない場合がある。各州における具体的な取決めは、各州の会計委員会に確認する必要がある。

7 AICPAの公認会計士 (Certified Public Accountant) に対し、CPA Canadaは公認職業会計士 (Certified Professional Accountant) を資格名称に用いているが、略称は両協会ともCPAを用いており、全米での「CPA」の資格促進に共同して取り組むためのきっかけとし

て、今回の両会による合意があるものと考えられる。

8 2011年5月23日付けプレスリリース参照 (<http://www.aicpa.org/press/pressreleases/2011/pages/aicpaandcimaagreeonewcgmadesignation.aspx>)

9 CMAの資格取得には、IMAの会員であること、認定教育機関における学士号以上の取得、2年以上の管理会計又は財務管理経験、及びIMAの実施する2段階 (第1段階：計画、予算管理、予測、実施管理、内部統制、倫理、第2段階：財務諸表分析、企業ファイナンス、企業による戦略等の決定分析、リスク管理、投資決定、倫理)

の試験に合格する必要がある。

10 例えば、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) の場合は、英国連邦諸国を中心に24団体、CPA Canadaの場合は20団体等と、一定の条件を経れば通常の資格取得手続よりも、より短縮された手続で資格の取得が可能になるMRAを締結している。

11 Jeff Drew, "Melancon: Making Sense of a Changing and Complex Profession — CEO addresses AICPA's past, present, and future", *Journal of Accountancy*, JUNE, 2012. pp40-48.